

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年2月6日
【届出者の氏名又は名称】	株式会社Mint
【届出者の住所又は所在地】	東京都文京区向丘一丁目14番2-206号
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所
【電話番号】	03-6438-5511
【事務連絡者氏名】	弁護士 岡部 洸志 / 同 鴨下 領平 / 同 永峰 太郎 / 同 植田 公樹
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社Mint (東京都文京区向丘一丁目14番2-206号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社Mintをいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、浜井産業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書中の「本公開買付け」とは、本書の提出に係る公開買付けをいいます。

第 1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

浜井産業株式会社

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けによる対象者の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)の取得及び所有等を目的として、2024年12月27日付で設立された株式会社であり、本書提出日現在、対象者の代表取締役社長かつ株主である武藤公明氏(所有株式数: 110,296株、所有割合(注1): 3.46%)がその発行済株式の全てを所有し、代表取締役を務めております。なお、本書提出日現在、公開買付者は、対象者株式を所有しておりません。

(注1) 「所有割合」とは、対象者が2024年11月13日に公表した「2025年3月期 第2四半期(中間期)決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者第2四半期決算短信」といいます。)に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(3,462,400株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(276,016株)を控除した株式数(3,186,384株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の記載について同じとします。

今般、公開買付者は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者株式を非公開化するための一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本取引は、いわゆるマネジメント・バイアウト(MBO)(注2)に該当し、武藤公明氏は、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しております。

(注2) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、一般に、買収対象会社の経営陣が、買収資金の全部又は一部を出資して、買収対象会社の事業の継続を前提として買収対象会社の株式を取得する取引をいいます。

本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、2025年2月5日付で、対象者の株主である武藤公明氏との間で、その所有する対象者株式(所有株式数: 110,296株、所有割合: 3.46%)のうち100,860株(所有割合: 3.17%)(以下「本応募合意株式(武藤公明氏)」)といいます。武藤公明氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式(所有株式数: 9,436株、所有割合: 0.30%)については、譲渡制限が付されているために本公開買付けに応募することができないことから、応募合意の対象から除いております。)について本公開買付けに応募する旨を口頭で合意(以下「本応募合意(武藤公明氏)」)といいます。)しております。また、公開買付者は、2025年2月5日付で、武藤公明氏及びその親族が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であり対象者の株主である株式会社KMエンタプライズ(以下「KMエンタプライズ」といいます。)との間で、その所有する対象者株式(所有株式数: 50,000株、所有割合: 1.57%。以下「本応募合意株式(KMエンタプライズ)」)といいます。)の全てについて本公開買付けに応募する旨を口頭で合意(以下「本応募合意(KMエンタプライズ)」)といいます。)しております。当該合意の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

また、公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2025年2月5日付で、()対象者の株主である株式会社F U J I (以下「F U J I」といいます。)との間で、その所有する対象者株式320,900株(所有割合:10.07%)の全てについて本公開買付けに応募する旨の契約(以下「本応募契約(F U J I)」)といっています。)を、()対象者の株主である明治安田生命保険相互会社(以下「明治安田生命」といいます。)との間で、その所有する対象者株式246,000株(所有割合:7.72%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(明治安田生命)」)といっています。)を、()対象者の株主である株式会社みずほ銀行(以下「みずほ銀行」といいます。)との間で、その所有する対象者株式132,300株(所有割合:4.15%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(みずほ銀行)」)といっています。)を、()対象者の株主であるファナック株式会社(以下「ファナック」といいます。)との間で、その所有する対象者株式75,000株(所有割合:2.35%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(ファナック)」)といっています。)を、()対象者の株主である株式会社トミタ(以下「トミタ」といいます。)との間で、その所有する対象者株式31,900株(所有割合:1.00%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(トミタ)」)といっています。)を、()対象者の株主であるマサモト株式会社(以下「マサモト」といいます。)と、F U J I、明治安田生命、みずほ銀行、ファナック、トミタ、マサモトを総称して「本応募株主」といっています。)との間で、その所有する対象者株式17,845株(所有割合:0.56%)の全てについて本公開買付けへ応募する旨の契約(以下「本応募契約(マサモト)」)といっています。)を締結し、本公開買付けが開始された場合、本応募株主が所有する対象者株式823,945株(所有割合:25.86%。「本応募合意株式」といいます。)の全てについて本公開買付けに応募する旨を合意しております(本応募株主との間で締結した公開買付応募契約を総称して、以下「本応募契約」といいます。))。

これらの合意の詳細については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。
また、本応募株主、武藤公明氏及びK Mエンタプライズの概要については下表をご参照ください。

No	株主名	所有株式数(株)	所有割合(%)
1	F U J I	320,900	10.07
2	明治安田生命	246,000	7.72
3	みずほ銀行	132,300	4.15
4	ファナック	75,000	2.35
5	トミタ	31,900	1.00
6	マサモト	17,845	0.56
7	武藤公明氏	100,860	3.17
8	K Mエンタプライズ	50,000	1.57
計	—	974,805	30.59

公開買付者は、本公開買付けにおいて、買付予定数の下限を2,124,200株(所有割合：66.66%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限(2,124,200株)については、本基準株式数(3,186,384株)に係る議決権の数である31,863個に3分の2を乗じた数(21,242個)に対象者の単元株式数(100株)を乗じた株式数としております。これは、本取引において、公開買付者は、対象者株式を非公開化することを目的としており、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の株式併合の手続を実施する際には、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされることから、本取引の実施を確実に遂行すべく、本公開買付けの成立後に公開買付者が合計で対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することで、当該要件を満たすことができるように設定したものです。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、対象者の株主を公開買付者のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、下記「8 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、みずほ銀行からの5,210百万円を限度とした借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)及びみずほ事業承継・資本戦略投資事業有限責任組合(以下「みずほ事業承継・資本戦略ファンド」といいます。)による公開買付者の優先株式(当該株式は無議決権株式です。)の引受けによる1,200百万円を上限とした出資(以下「本優先株出資」といいます。)により賄うことを予定しており、本公開買付けの成立等を条件として、本公開買付けに係る決済の開始日の前営業日までに本銀行融資を、本公開買付けに係る決済の開始日の2営業日前までに本優先株出資を、それぞれ受けることを予定しております。なお、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、みずほ銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされておりますが、本銀行融資に係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されること、及び下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の本スクイズアウト手続を通じて対象者の株主が公開買付者のみとなった後は、本銀行融資に関して、対象者を公開買付者の連帯保証人とし、かつ、対象者の一定の資産等が担保に供されることが予定されております。

なお、対象者が2025年2月5日付で公表した「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2025年2月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

また、対象者プレスリリースによれば、対象者は、2008年1月28日開催の対象者取締役会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下「本プラン」といいます。)を導入し、その後一部変更を加えた上で現時点まで本プランを継続しているとのことですが、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、対象者は、本取引の実施は対象者の企業価値向上に資するものであると判断したことから、2025年2月5日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに対して本プランに従った手続を実施しないことを併せて決議したとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

本公開買付けの背景等

対象者は、1921年に機械器具等の製造を目的として、浜井工業所の屋号で事業を開始したことを起源とし、1938年1月に工作機械の製造・販売を目的とする株式会社浜井機械器具製作所として設立された後、1946年3月に浜井産業株式会社に商号を変更したとのことです。

また、対象者株式については、1963年7月に東京証券取引所市場第二部、1964年9月に株式会社大阪証券取引所市場第二部に上場され、2003年5月に株式会社大阪証券取引所市場第二部においては上場廃止とされた後、2022年4月に行われた東京証券取引所の市場区分の再編に伴い、本書提出日現在は東京証券取引所スタンダード市場に上場しているとのことです。

本書提出日現在、対象者のグループは、対象者及び連結子会社2社(以下、総称して「対象者グループ」といいます。)により構成され、工作機械の製造を主たる事業とし、創業来の歯車加工機械づくりで築いてきた精密加工技術を活かし、主力製品のラップ盤の他、ホブ盤、フライス盤(注3)等の高精度の加工機械を半導体など電子部品材料関連業界を中心とした顧客へ販売しているとのことです。

対象者グループは、「製品の品質重視」「収益基盤の強化」を当面の企業方針として掲げ、品質が対象者製品の価値を高め収益力を強化する要であることから高品質にこだわる企業文化を維持しつつ顧客のニーズに即応した製品やサービスをタイムリーに提供し、より収益性の高い強固な事業体質を構築すべく、日々取り組んでいるとのことです。

(注3) 「ラップ盤」とは、主に研磨加工の役割を果たし、半導体ウェーハなど電子部品材料の表面品質を向上させ、加工物をより平行・平坦にするための工作機械であり、「ホブ盤」とは、自動車、航空機、産業機械など、様々な分野で使用される高精度の金属製歯車を製造・加工するための工作機械とのことです。また、「フライス盤」とは、円筒状で複数の刃を備えた切削工具を備え、鋼材等の加工に使用される工作機械とのことです。

一方、武藤公明氏は、対象者グループを取り巻くマクロ環境について、原材料やエネルギー価格の高騰による物価上昇、急激な為替変動などにより、設備投資や個人消費が下振れする懸念要素があると考えられることに加え、米中対立構造の激化や中国経済の減速化等の地政学リスクも相まって、依然として不透明な状況が続いているものと認識しております。

また、これらの不安定なマクロ環境下において、対象者グループの属する工作機械業界の今後の事業環境については、以下の点を課題として認識しております。

()半導体市場における好不況への対応

対象者グループの主力製品である各種半導体ウェーハ向け工作機械(半導体製造装置)の設備投資は、半導体市場と連動し中長期的には成長が見込めるものの、短期的には内需・外需ともに景気変動の影響を受けやすく、国内外における半導体ウェーハ市場では増産と在庫調整が繰り返し生じるものと予想され、短期的な需給バランスの変動による好不況の波は避けられないものと考えております。また、対象者グループの製品は受注後納期までの期間が長く、当該期間が1年を超える中大型機も多数あり、これらは顧客による製品の受け入れ準備状況によっては、製品の出荷の時期や売上が計上される時期のずれ込みが生じることも往々にしてあり得るものと認識しており、単年度の業績に一定程度の変動要素が生じる可能性は否定できないものと認識しております。

()中国における工作機械需要の低迷化リスク

対象者グループの売上高は、世界最大の工作機械消費国である中国の景気動向に強く影響を受けるものと認識しております。中でも、同国における半導体ウェーハの生産量に連動する半導体製造装置の需要は、同国経済の減速化や中国国内外の政治情勢の不安定化によって、負の影響を大きく受けるものであり、これは対象者グループにとって、減益要因になり得るものと考えております。

()製造コストの増大

世界的な原材料・部材価格の高騰、人件費・外注加工費の上昇に加えて、環境規制対応費用の負担も増加傾向にあるものと考えており、製品の品質を維持したうえでの生産効率化による製造コストの抑制が課題と認識しております。

このような事業環境の下、武藤公明氏は、対象者グループが今後もさらなる成長を実現していくためには、目まぐるしい事業環境の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、中長期的な視点での対象者の組織及び業務の改革を推進していくことが不可欠であると考えてに至りました。具体的には、武藤公明氏としては、以下のような施策を実施する必要があると考えております。

()製品及び加工技術の拡充と研究開発の推進

対象者グループの顧客となる半導体ウェーハなど電子部品材料の加工業界においては、その技術が進歩するスピードが早く、既存の材料はもちろん、従来には無かった新しい材料でもいかに効率よく高い精度で加工できるかが重要であることから、対象者グループがグローバル競争を勝ち抜くためには、今後成長が見込まれる分野で先行利益を獲得できるような顧客からの個別性の強い要望にも対応可能な独自性の高い技術を確立し、顧客にとって最適な製品と加工技術を提案することで、既存顧客の需要掘り起こしや新規顧客の開拓を進めることが必要であると考えております。

主力製品のラップ盤については、半導体シリコンウェーハ加工用に加え、パワー半導体や各種電子部品材料向け新型機の開発・販売に取り組むとともに、製品の提供だけに留まらず、顧客ごとに異なるニーズにきめ細かく対応できる加工技術を提案するための研究開発にも経営資源を投入する必要があると考えております。また、対象者の祖業である小型ホブ盤の製造・販売については、先に開発した新型ホブ盤の生産体制を早期に確立させ市場投入を推し進めることで、多関節ロボットやEV関連など今後の成長が見込める分野において、新たな需要を開拓できると確信しております。

さらに、このような技術開発を実現するためには、技術者の早期育成・定着率向上のための教育システムの整備等を進め、製品開発や加工技術に関わる人的資源を早期に拡充する必要があると考えております。

()未開拓の販路開拓と将来的な需要が見込める海外市場への進出

対象者グループでは、半導体向け工作機械の分野においては、人件費・地政学的要因により中国、韓国、台湾等の東アジア地域の売上高が既に国内向けを上回っているものと認識しておりますが、特に、中国市場への依存度が高いものと認識しております。この点に関し、今後は世界的なAIの進展や、EVをはじめとする自動車など様々な工業製品のIoT化に伴う半導体及び半導体製造装置の需要拡大と共に、より一層顧客が多様化することが予測されることから、将来的な販売競争熾烈化に先行して対象者グループがグローバル市場での早期のシェア確保を図ることで、中国市場への依存度を下げることが可能と考えております。

具体的には、既に対象者の現地法人・有力代理店が存在する東アジアに続き、インド・ベトナム、インドネシア等の東南アジア及び欧州・北米市場においても有力代理店網の組成を強化する必要があると考えております。また、新たな市場で早期にシェアを獲得するために十分な海外営業人員を質・量ともに確保し、営業力の強化を図ることも重要と考えております。

()業務フローの変革による収益性の向上

対象者グループにおいては、適正な製品売価の見直しを適宜実施しており、原価低減諸政策についても鋭意取り組んでいるものと認識しております。しかしながら、上記のような厳しい事業環境の中で、対象者グループの業務フローは必ずしも対象者グループ全体にとって最適なものとはなっておらず、受注量の変動や部材等の各種コストの増大に耐え得る強固な事業運営体制を構築するためには、製造・品質管理等を含む各生産工程の抜本的な効率化を推進する必要があるとあり、生産性の向上に資する投資を行うべきと考えております。

具体的には、ジャストインタイム方式を採用した効率的な部材調達及び在庫管理業務に加え、社内外における部品加工・組立を含む新たな工程管理システムを構築するべく積極的な設備投資を実施することが必要と考えております。これにより、工場のIoT化・生産ライン全体の効率化を追求し、設計～調達～部品加工・組立～出荷に至るまでを一元化したデータとして管理することが可能になると考えております。

しかしながら、武藤公明氏は、上記の各施策の実施により事業構造の改革を推進していくにあたっては、製品の開発設計、加工技術や営業人材の拡充に加え、生産性向上のためのシステム投資に経営資源を短期集中的に投下する必要があり、対象者において多額の先行投資が発生することと考えられると認識しております。これらの投資は、短期的な業績の好不調にかかわらず、必要に応じて迅速な意思決定に基づき実行すべきものと考えておりますが、場合によっては一時的に収益及びキャッシュ・フローが悪化する可能性も否定できないものと認識しております。そのため、短期的には対象者の業績や財務状況に大きな影響を与えるリスクもあり、対象者株式の上場を維持したまま各施策を実施した場合には、資本市場から十分な評価を得ることができず、対象者株式の価格が下落し、対象者の少数株主(一般株主)の皆様に対して不利益を与えてしまう可能性があると考えております。

また、武藤公明氏としては、対象者は、1963年7月の東京証券取引所市場第二部への上場以来、優れた人材の確保、知名度及び社会的な信用の向上等、上場会社として様々なメリットを享受してきておりましたが、近時の低金利環境においては間接金融が調達手段として優れており、必要かつ十分な資金を調達可能であり、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないことや、対象者の知名度や社会的な信用は長年の事業活動により既に確立されていることを踏まえると、対象者が上場を維持することの意義は薄れてきていると考えております。

以上のような検討を踏まえ、武藤公明氏は、2024年8月下旬、本取引を通じてマネジメント・バイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化することが、短期的な業績やキャッシュ・フローの悪化等による対象者株式の株価の下落により対象者の少数株主(一般株主)の皆様が対象者株式の売却機会を失うリスクを回避しつつ、中長期的な視点で対象者グループの事業構造の改革を推進するための経営体制を構築することができるという点で、対象者の企業価値向上のために最も有効な手段であると考えました。

そこで、武藤公明氏は、2024年12月4日、対象者に対し、本取引を行うことを提案する旨の提案書(以下「本提案書」といいます。)を提出するとともに、本取引の実施に向けた協議・交渉の申入れを行いました。その後、武藤公明氏は、2024年12月5日、対象者から、特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。なお、本特別委員会の委員の構成及び具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置し、本取引の実施に向けた協議・交渉に応じる旨の連絡を受けました。これを受け、武藤公明氏は、2024年12月中旬、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)及び本取引の諸条件等について更に具体的な検討を開始しました。そして、武藤公明氏は、2024年12月27日に、本公開買付けによる対象者株式の取得及び所有等を目的として、公開買付者を設立するとともに、対象者より開示を受けた財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づく対象者の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、対象者の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年1月16日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,200円(提案日の前営業日である2025年1月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値950円に対して26.32%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。))、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値において同じです。))に対して27.52%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値905円に対して32.60%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値947円に対して26.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の初回の価格提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年1月17日に、本特別委員会より、当該提案価格は対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には到底達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。本特別委員会からの要請を受け、公開買付者は、本公開買付価格について、慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年1月21日に、本公開買付価格を1,250円(提案日の前営業日である2025年1月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値967円に対して29.27%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値956円に対して30.75%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して37.67%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値937円に対して33.40%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の再提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年1月23日に、本特別委員会より、再提案の公開買付価格であっても対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、再度本公開買付価格について慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年1月27日に、本公開買付価格を1,300円(提案日の前営業日である2025年1月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,006円に対して29.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値962円に対して35.14%、同過去3ヶ月間の

終値単純平均値915円に対して42.08%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値932円に対して39.48%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年 1 月28日に、本特別委員会より、本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関である株式会社AGS FAS(以下「AGS FAS」といいます。)並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社アイ・アール ジャパン(以下「アイ・アール ジャパン」といいます。)による株式価値の算定結果や、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件におけるプレミアム水準、及び対象者の中長期的な事業環境を踏まえると、対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、本公開買付価格について再度慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年 1 月29日に、前回提案価格が対象者の少数株主(一般株主)に不利益とならないよう、最大限の配慮をもって提示したものであり、更なる価格引き上げは難しい旨の回答を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年 1 月31日に、本特別委員会より、過去の事例のプレミアム水準及び本特別委員会を含めた対象者の第三者算定機関による株式価値算定等の観点から、本公開買付価格を1,350円程度まで引き上げるよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、改めて慎重に再検討を重ねた結果、2025年 2 月 3 日に、少数株主(一般株主)の利益に最大限の配慮をしたうえで、公開買付者が検討できる最大限の価格として、本公開買付価格を1,320円(提案日の前営業日である2025年 1 月31日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値985円に対して34.01%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値974円に対して35.52%、同過去 3 ヶ月間の終値単純平均値925円に対して42.70%、同過去 6 ヶ月間の終値単純平均値925円に対して42.70%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の最終提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年 2 月 3 日に、本特別委員会より、公開買付者による最終提案を応諾し、これ以上の価格引き上げの再要望は行わないことを決定した旨の回答を受けました。

これらの協議・交渉を重ねた上で、対象者の2025年 3 月期の期末配当が無配であることを前提として、公開買付者は、2025年 2 月 5 日、本取引の一環として、本公開買付価格を1,320円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

なお、公開買付者は、対象者の事業及び財務の状況、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の株価推移及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「 本公開買付けの背景等」に記載のとおり、2024年12月 4 日に武藤公明氏から本提案書を受領したことを踏まえ、本取引に関する具体的な検討を開始したとのことです。

対象者は、下記「 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付けがマネジメント・パイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置として、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所(現在の森・濱田松本法律事務所外国法共同事業をいい、以下単に「森・濱田松本法律事務所」といいます。)を、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてアイ・アール ジャパンを、それぞれ本特別委員会の承認を得られることを条件として選任するとともに、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立した、外部の有識者を含む委員(対象者の社外取締役兼独立役員である政木道夫氏(弁護士)、対象者の本プランにおける独立委員会(注1)の委員である大水孝幸氏(税理士)、及び上場会社における社外取締役として豊富な経験を有し、また、国内大手証券会社に長年勤務し、本取引と同種の取引を含めた多数のM&A案件に参与した豊富な経験を有することから、本取引の検討を行う専門性・適格性を有すると考えられる外部の有識者である高田明氏(山九株式会社 社外取締役)の3名)によって構成される本特別委員会(本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「 4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特

別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)を設置することを決議し、本取引に係る検討体制を構築したとのことです。対象者は、森・濱田松本法律事務所の助言を得つつ、本特別委員会の委員の候補者の独立性及び適格性等についても確認を行い、本特別委員会の委員の候補者が、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立性を有すること、並びに本取引の成否に関して少数株主(一般株主)とは異なる重要な利害関係を有していないことを確認した上で、本特別委員会の委員を選任したとのことです。

(注1) 本プランにおける独立委員会とは、対象者の本プランを適正に運用し、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するために対象者の取締役会の決議によって設置された委員会とのことです。

(注2) 対象者は、少数株主(一般株主)を東京証券取引所が定める有価証券上場規程第441条の2に定める少数株主を包含する概念として使用しているとのことです。

なお、対象者は、対象者の独立社外取締役(監査等委員)である鈴木大介氏については、2024年6月頃まで対象者の株主である明治安田生命(所有株式数:246,000株、所有割合:7.72%)の100%子会社である明治安田収納ビジネスサービス株式会社のリスク管理・コンプライアンス部長であったことから、また、対象者の独立社外取締役(監査等委員)である青木眞徳氏については、2016年5月頃まで対象者の株主であるF U J I (所有株式数:320,900株、所有割合:10.07%)の100%子会社である株式会社アドテック富士の取締役会長であったことから、それぞれ少数株主(一般株主)とは異なる利害関係を有している可能性が懸念されるため、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を徹底するべく、本特別委員会の委員として選任していないとのことです。

また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、2024年12月5日、本特別委員会において、対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンについて、その独立性及び専門性・実績等に問題がないことを確認の上、その選任の承認を受けているとのことです。また、対象者は、2024年12月4日付で武藤公明氏から本提案書を受領して以降、武藤公明氏及び公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲及びその職務を含みます。)を対象者の社内に構築するとともに、2024年12月5日、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題ないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。加えて、2024年12月25日、本特別委員会は、本特別委員会の独自の第三者算定機関としてAGS FASを選任しているとのことです。

上記の体制の下、対象者は、対象者の経営環境及び事業の状況、本取引の目的、本取引が対象者に与える影響並びに本取引後の経営方針の内容等を踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、本特別委員会により事前に確認された交渉方針や交渉上重要な局面における本特別委員会からの意見・指示・要請等に基づいて、森・濱田松本法律事務所及びアイ・アール ジャパンの助言を受けながら、公開買付者との間で複数回にわたる協議・検討を重ねたとのことです。具体的には、対象者は、2024年12月18日、本特別委員会を通じて、武藤公明氏に対して本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、2024年12月24日に書面による回答を受領し、2024年12月25日に武藤公明氏と直接面談を実施し、当該質問事項に対する回答を踏まえ、質疑応答を行ったとのことです。さらに、対象者は、2025年1月14日、本特別委員会を通じて、公開買付者に対して本取引を実施するメリットや公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等について、追加の質問事項を送付し、1月21日に書面による回答を受領し、当該回答について確認したとのことです。また、本公開買付価格については、対象者は、2025年1月16日に、公開買付者から本公開買付価格を1,200円とする旨の提案を受け、これに対して、本特別委員会は、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASから受けた対象者株式の株式価値に係る助言及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、2025年1月17日に当該提案価格は、対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には到底達していないとして、提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2025年1月21日に、公開買付者から、本特別委員会の意見を最大限尊重し慎重に議論を重ねた結果、過去6ヶ月間の対象者株式の市場株価推移や売買状況に係る分析結果を踏まえた上で、本公開買付価格を1,250円とする旨の提案を受け、これに対して、本特別委員会は、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASから受けた対象者株式の株式価値に係る助言及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、2025年1月23日に当該提案価格は、対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、改めて提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2025年1月27日に、公開買付者から、本特別委員会の意見を最大限尊重し慎重に議論を重ねた結果、過去6ヶ月間の対象者株式の市場株価推移や売買状況に係る分析結果及び2025年3月期の通期業績において予想利益を大幅に割り込む見通しであることを踏まえた上で、本公開買付価格を1,300円とする旨の提案を受け、これに対して本特別委員会は、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASから受けた対象者株式の株式価値に係る助言及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、2025年1月28日に当該提案価格は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)による対象者の株式価値の算定結果のレンジの下限に近接した金額であること、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較し、プレミアム率が低いこと、対象者のビジネスモデル上、足許の事業環境を過度に考慮するべきではなく、中長期的な視点で対象者の本源的価値を評価すべきであること等を踏まえると、対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、改めて提案内容の再検討の要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2025年1月29日に、公開買付者から、過去6ヶ月間の対象者株式の市場株価推移や売買状況に係る分析結果、1株当たりの純資産額との比較及び2025年3月期の通期業績において予想利益を大幅に割り込む見通しであることを踏まえた上で、1,300円を上回る価格を提示することは、対象者の非公開化後における経営施策にも影響を及ぼし得るため、困難である旨回答を受け、これに対して本特別委員会は、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASから受けた対象者株式の株式価値に係る助言及び森・濱田松本法律事務所からの助言を踏まえ、2025年1月31日に、公開買付者の提案価格(1,300円)は、本取引と類似する非公開化を前提としたMBO案件と比較し、プレミアム率が低いこと、対象者のビジネスモデル上、足許の事業環境を過度に考慮するべきではなく、中長期的な視点で対象者の本源的価値を評価すべきであること等を考慮し、公開買付価格を、1,350円程度まで引き上げるよう要請を行ったとのことです。その後、対象者は、2025年2月3日に、公開買付者から、改めて慎重に再検討を重ねた結果、2025年2月3日に、少数株主(一般株主)の利益に最大限の配慮をしたうえで、公開買付者が検討できる最大限の価格として、本公開買付価格を1,320円とする旨の提案を受け、これに対して本特別委員会は、下記で述べる市場価格から見れば相応のプレミアムが付されていると評価でき、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおりアイ・アール ジャパン並びにAGS FASによるDCF法による算定結果のレンジの範囲内であることから、妥当な価格であると判断したとのことです。

また、対象者は、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の留意点について、必要な法的助言を受けるとともに、2025年2月3日の公開買付者からの最終提案を受け、本特別委員会から2025年2月5日付で答申書(以下「本答申書」といいます。)の提出を受けたとのこと(本答申書の概要及び本特別委員会の具体的な活動内容等については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」をご参照ください。)

その上で、対象者は、2025年2月5日開催の取締役会において、リーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から受けた法的助言並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール・ジャパンから2025年2月4日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(アイ・アール・ジャパン)」といいます。))の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格を含む本取引の諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ったとのこと。また、対象者は、2024年12月4日付で本提案書を受領して以降、本取引の必要性や、本取引によって見込まれるデメリット・メリットその他の影響及び程度について検討を重ねるとともに、これらの事項及び本取引後の経営方針等に関する武藤公明氏の説明内容も踏まえ、本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者グループの企業価値の向上に資するものであるか否かについて検討を重ねてきたとのこと。

かかる検討において、対象者は、上記「本公開買付けの背景等」に記載のとおり、対象者グループを取り巻くマクロ環境は、原材料やエネルギー価格の高騰による物価上昇、急激な為替変動などにより、設備投資や個人消費が下振れする懸念要素があることに加え、米中対立構造の激化や中国経済の減速化等の地政学リスクも相まって、依然として不透明な状況が続いているものと認識し、また、これらの不安定なマクロ環境下において、対象者グループの属する工作機械業界の今後の事業環境について、()半導体市場における好不況への対応、()中国における工作機械需要の低迷化のリスク、()製造コストの増大、が課題であることも認識するに至ったとのこと。具体的には、()半導体市場における好不況への対応については、対象者は半導体ウェーハの製造メーカーへ設備機を提供しており、工場の増設や新規の設備投資と併せて受注する事業特性を有していることから、顧客において一定規模の工場の新規製造ラインの増設や工場の増設等の投資がなされると、当該顧客については次の投資まで1年～2年の間が空き、その間の売上が低迷するリスクがあると考えられるとのこと。また、対象者の主力製品は、中大型のラップ盤であり、一般的に、受注から納品まで1年～1年半の間があるため、顧客からの発注を受けてから納品までの間に、半導体市場における最終製品の短期的な需給が供給過多となった場合は、顧客から、納期の後ろ倒しを要求される可能性があり、結果として短期の業績が悪化するリスクがあると考えられるとのこと。また、()中国における工作機械需要の低迷化のリスクについては、対象者の中国における、主に半導体製造メーカーを顧客とするラップ盤の売上げは、対象者のラップ盤全体の売上げの24.3%を占めているため、中国国内の景気状況に対象者の業績が大きく左右される可能性があると考えられるとのこと。()製造コストの増大については、2025年3月期に入って以降、原材料・部材が30%～35%上昇し、部品費・外注加工費も15%以上値上がりしていることに加え、賃上げや賞与の増額による人件費の上昇などにより、製造原価の増加傾向が続いているとのこと。また、対象者は、受注生産会社であり、出荷し、又は売上げに計上される製品はその1年～1年半前に受注したものであり売価の変更ができないため、原価率の悪化が利益率の悪化に直結することになると考えられるとのこと。

このような事業環境下において、対象者は、対象者の経営課題について、短期的課題としては、()原材料・部品代、外注加工費などの急激な上昇による原価率及び利益率の悪化を改善するための適正な売価の見直し、()海外営業部門及び技術部門の人材の拡充が、中長期的課題としては、()中国市場の不況等により大きな事業拡大が見込めない状況下での、主に東南アジアのベトナム・インドネシア・インド等での有力な販売代理店の拡充による販売体制・テクニカルサービス体制の拡充、()人材の流出や業務体制の最適化がなされていないために開発力が低下し近年、新製品を開発できていないことを踏まえた制御技術者(ソフト技術者)の採用強化等を含む新製品の開発に特化できる体制の構築が、それぞれ挙げられると考えているとのこと。

対象者は、このような事業環境下で、対象者グループが上記の経営課題を解決し、今後もさらなる成長を実現していくためには、中長期的な視点での対象者の組織及び業務の改革を推進していくことが不可欠であると考えるに至ったとのことです。具体的には、上記「本公開買付けの背景等」に記載のとおり、武藤公明氏は、()製品及び加工技術の拡充と研究開発の推進、()未開拓の販路開拓と将来的な需要が見込める海外市場への進出、()業務フローの変革による収益性の向上、といった施策を想定しており、対象者は、いずれの施策も対象者の中長期的な企業価値向上のために積極的に推進していくべきものであると考えるに至ったとのことです。対象者が考える、上記()乃至()の施策のメリットは下記のとおりとのことです。

()製品及び加工技術の拡充と研究開発が推進できること

対象者は、工作機械のみを販売するだけではなく、当該工作機械を使用した最適な加工技術を併せて開発・提案する点に、他社にはない対象者独自の強みがあるものと認識しているとのことです。しかし、顧客に提案する加工技術の開発には、テスト用機械及び模擬ワーク並びにスラリー等の副資材の準備などが必要となり、また、新たに技術者を採用・育成する必要がある、かかる準備には多額のコストを必要とするとのことです。本取引の実行によって、短期の業績に追われることなく、新製品の開発に加え、対象者が強みとする加工技術の開発に必要な技術者の育成や新規採用を含めた投資を実行することが可能になると考えているとのことです。

()未開拓の販路開拓と将来的な需要が見込める海外市場への進出がより積極的に進められること

対象者は、主に東南アジアのベトナム・インドネシア・インド等での有力な販売代理店の拡充による販売体制・テクニカルサービス体制の拡充を経営課題として認識しているとのことです。しかし、かかる体制を拡充するためには営業活動のための多くの人材を派遣する必要があり、また、中長期的なビジネス戦略が必要となるところ、本取引の実行によって、短期的な業績を意識した海外戦略にとらわれることなく、中長期的なマーケット拡大も見据えた海外市場への人材派遣・有力代理店網の組成強化を図ることが可能になると考えているとのことです。

()業務フロー変革による収益性の向上に向けた投資がより容易となること

対象者においては、現在ジャストインタイム方式の倉庫の部材管理と生産現場への部品等の提供方式が確立しているとのことです。機械の設計から部材の調達、倉庫での管理、生産現場への生産工程毎の部材の提供等を一貫して管理を進めることにより、生産性を向上させるとともに、人員配置の合理化を行い、更なる収益性の向上が見込めるものと考えているとのことです。しかし、かかる業務フローの変革のためには、より一層のシステム投資が必要となるとのことです。かかる投資は大規模な金額となり、業績への影響も大きいと見込まれるところ、本取引の実行により、短期の業績の結果にとらわれることなく、かかる投資の実行が可能となると考えているとのことです。

上記のとおり、上記の施策はいずれも事業構造上の大きな転換や新たな取り組みを伴うものであり、当該施策が対象者グループの業績に貢献するまでに、相応の時間と戦略的な投資を含む各種先行投資が必要になることを考慮すると、短期的には対象者グループの財務状況や業績の悪化をもたらすリスクがあると考えられるとのことです。そのため、対象者が上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、株価の下落や配当の減少等、対象者の株主の皆様に対して多大な悪影響を与えてしまう可能性があるものとするに至ったとのことです。

このような状況下において、対象者としても、対象者の株主の皆様に対して発生する可能性がある上記の悪影響を回避しつつ、中長期的な視点から対象者の企業価値を向上させるためには、マネジメント・パイアウト(MBO)の手法により対象者株式を非公開化し、所有と経営を一体化させ、短期的な株式市場からの評価にとらわれず、各施策に迅速に取り組むことができる経営体制を構築することが必要であるとするに至ったとのことです。また、対象者の代表取締役である武藤公明氏は対象者の事業内容を熟知していることを踏まえれば、マネジメント・パイアウト(MBO)の手法により、武藤公明氏が引き続き中心となって対象者の経営と支配の双方を担うことは十分な合理性があると判断するに至ったとのことです。

なお、対象者株式の非公開化を行った場合には、資本市場からのエクイティ・ファイナンスによる資金調達を行うことができなくなること、上場会社としてのブランドを喪失することで従業員の採用及びリテンションに悪影響が生じること、及び取引先をはじめとするステークホルダーに対する信用力の低下といったデメリットが一般的には予想されると認識しているとのことです。しかしながら、対象者の現在の状況に鑑みると、については、昨今の良好な資金調達環境に鑑みても、間接金融を通じて必要に応じた資金調達を行うことが十分可能であり、エクイティ・ファイナンスの活用による資金調達の必要性は当面見込まれないことから、大きなデメリットにはならないと考えているとのことです。については本取引を通じてこれまで以上に対象者の成長・発展が実現できることを説明することで、対象者従業員はこれまで以上に高い意識をもって働くことが可能となり、本取引による今後の採用活動への影響はないものと考えられること、については対象者グループの知名度や社会的な信用はこれまでの事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大いことから、非公開化によるデメリットは限定的と考えられるとのことです。

以上を踏まえ、対象者取締役会は、本公開買付けを含む本取引により対象者株式を非公開化することが、対象者の企業価値の向上に資するものであると判断したとのことです。

また、対象者は、以下の点等から、本公開買付価格(1,320円)は対象者の少数株主(一般株主)の皆様が享受すべき利益が確保された妥当な価格であり、本公開買付けは、対象者の少数株主(一般株主)の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a)本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)における算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を超える金額であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- (b)本公開買付価格が、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されている本特別委員会の独自の第三者算定機関であるAGS FASから2025年2月4日付で取得した株式価値算定書(以下「本株式価値算定書(AGS FAS)」といいます。))における算定結果のうち、市場株価法による算定結果の上限値を超える金額であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること
- (c)本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月4日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値987円に対して33.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値975円に対して35.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値927円に対して42.39%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値924円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、これらの各プレミアムは、経済産業省の「公正なM & Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2024年12月31日までに公開買付けが成立しているマネジメント・バイアウト(MBO)の類似事例47件における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアムの中央値(対公表日前営業日終値：39.86%、対過去1ヶ月間：40.93%、対3ヶ月間：42.21%、対6ヶ月間：42.42%)に比して合理的なものであるといえること
- (d)本公開買付価格の決定に際しては、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載の本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られていること等、少数株主(一般株主)の利益への配慮がなされていると認められること
- (e)本公開買付価格が、上記措置が採られた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者と公開買付者との間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること

(f)本公開買付価格は、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した特別委員会」の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書においても、妥当であると認められると判断されていること

なお、対象者が2024年10月18日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、2025年３月期の連結業績予想の下方修正を行っておりますが、当該下方修正は、2025年３月期第２四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、2024年12月４日に武藤公明氏から本提案書を受領する前に公表したものであることから、本取引とは無関係の要因によるものであり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で当該下方修正を策定及び公表したものではないため、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASによる下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載の市場株価法の算定にあたり、当該下方修正の公表日である2024年10月18日以降の対象者株式の株価も考慮の対象とすること自体に問題はないと考えているとのことです。

また、2025年２月５日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、2025年３月期の連結業績予想の下方修正を行っておりますが、当該下方修正は、2025年３月期第３四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、本取引とは関係なく実施しており、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASによる下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のDCF法の算定にあたり、当該下方修正の内容を算定の基礎として織り込むこと自体に問題はないと考えているとのことです。

以上より、対象者は、2025年２月５日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者取締役会における決議の方法については、下記「４ 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「 対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

本公開買付け後の経営方針

本取引は、マネジメント・バイアウト(MBO)に該当し、対象者の代表取締役社長である武藤公明氏は、本取引後も継続して代表取締役として対象者の経営にあたることを予定しており、上記「 本公開買付けの背景等」に記載の経営施策を推進する予定です。

なお、公開買付者は、本書提出日現在において、対象者のその他の取締役との間で、本取引後の役員就任や処遇について何ら合意しておらず、対象者の役員構成を含む経営体制については、本公開買付けの成立後、対象者と協議しながら決定していく予定です。また、対象者の従業員については、本公開買付け後も原則として現在の雇用条件を維持することを予定しております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

対象者における独立した検討体制の構築

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充たす下限の設定

以上の詳細については、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

公開買付者は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにより、対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者のみとするための本スクイーズアウト手続を行うよう要請することを予定しております。

株式等売渡請求

本公開買付けの成立により、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%以上となり、公開買付者が会社法第179条第1項に規定する特別支配株主となる場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第2編第2章第4節の2の規定に基づき、対象者の株主(公開買付者及び対象者を除きます。)の全員(以下「売渡株主」といいます。)に対し、その所有する対象者株式の全部を売り渡すことを請求(以下「株式売渡請求」といいます。)する予定です。株式売渡請求においては、対象者株式1株当たりの対価として、本公開買付価格と同額の金銭を売渡株主に対して交付することを定める予定です。この場合、公開買付者は、その旨を対象者に通知し、対象者に対し株式売渡請求の承認を求めます。対象者がその取締役会の決議により株式売渡請求を承認した場合には、関係法令の定める手続に従い、売渡株主の個別の承諾を要することなく、公開買付者は、株式売渡請求において定めた取得日をもって、売渡株主からその所有する対象者株式の全部を取得いたします。この場合、売渡株主が所有していた対象者株式1株当たりの対価として、公開買付者は、当該各売渡株主に対し、本公開買付価格と同額の金銭を交付する予定です。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者より株式売渡請求がなされた場合には、かかる株式売渡請求を承認する予定とのことです。

株式売渡請求に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、会社法第179条の8その他関係法令の定めに従って、売渡株主は、裁判所に対して、その所有する対象者株式の売買価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の売買価格は、最終的には裁判所が判断することになります。

株式併合

本公開買付けが成立したものの、公開買付者が所有する対象者の議決権の合計数が対象者の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき対象者株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会開催が必要になる場合には、本臨時株主総会をできるだけ早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日以降の近接する日が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定とのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することになります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数の株式を所有する対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう設定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者のみが対象者株式の全て(対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(但し、公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者は、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。本株式併合に関連する少数株主(一般株主)の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合がなされた場合であって、本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定です。本株式併合に反対する対象者の株主の皆様は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の株式売渡請求及び本株式併合の各手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施に時間を要し、又は実施の方法に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認くださいようお願いいたします。

また、本スクイズアウト手続が2025年6月30日までに完了することが見込まれる場合には、公開買付者は、対象者に対し、株式売渡請求及び本株式併合の効力が発生していることを条件として、2025年3月期に係る対象者の定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)で権利を行使することができる株主を、本スクイズアウト手続の完了後の株主とするため、定時株主総会の基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを要請する予定です。そのため、対象者の2025年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主であっても、本定時株主総会において権利を行使することができない可能性があります。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

本書提出日現在、対象者株式は、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意に関する事項

本応募契約(F U J I)

公開買付者は、2025年2月5日付で、F U J Iとの間で本応募契約(F U J I)を締結し、本公開買付けが開始された場合、F U J Iが所有する対象者株式320,900株(所有割合:10.07%)の全てについて、対象者の特別委員会において、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を行うことについて賛同する内容の答申が変更又は撤回されていないこと、及び、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないことを条件として、本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、本公開買付けよりも高い公開買付価格による公開買付け(以下「対抗公開買付け」といいます。)の開始公告がなされ、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る公開買付価格を上回る金額に変更しない場合には上記の応募義務を免れることができるものとされています。

なお、本応募契約(F U J I)以外に、F U J Iとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてF U J Iが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からF U J Iに対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(明治安田生命)

公開買付者は、2025年2月5日付で、明治安田生命との間で本応募契約(明治安田生命)を締結し、本公開買付けが開始された場合、明治安田生命が所有する対象者株式246,000株(所有割合:7.72%)の全てについて、本応募契約(明治安田生命)に基づく公開買付者の表明及び保証(注1)に重大な誤りが存在しないことを条件として、本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、対抗公開買付けの開始公告がなされ、公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る公開買付価格を上回る金額に変更せず、かつ、明治安田生命が応募を実施すること又は応募を撤回しないことが明治安田生命の執行役の善管注意義務に違反する可能性があるとして明治安田生命が判断する場合には上記の応募義務を免れることができるものとされています。

- (注1) 本応募契約(明治安田生命)において、公開買付者は、(ア)公開買付者の適法かつ有効な設立及び存続、(イ)公開買付者による本応募契約(明治安田生命)の適法かつ有効な締結及び履行、(ウ)公開買付者に対する本応募契約(明治安田生命)の強制執行可能性、(エ)公開買付者による本応募契約(明治安田生命)の締結及び履行のために必要な許認可等の取得・履践、(オ)公開買付者による本応募契約(明治安田生命)の締結及び履行についての法令との抵触の不存在、(カ)公開買付者の反社会的勢力等への非該当及び反社会的勢力等との関係の不存在について表明及び保証を行っています。
- なお、本応募契約(明治安田生命)以外に、明治安田生命との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて明治安田生命が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から明治安田生命に対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(みずほ銀行)

公開買付者は、2025年2月5日付で、みずほ銀行との間で本応募契約(みずほ銀行)を締結し、本公開買付けが開始された場合、一定の前提条件(注1)が充足されていることを条件として、みずほ銀行が所有する対象者株式132,300株(所有割合:4.15%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、対抗公開買付けの開始公告がなされ、公開買付者が一定期間内に本公開買付価格を対抗公開買付けに係る公開買付価格を上回る金額に変更せず、かつ、()対象者の取締役会において、対抗公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議がなされた場合、又は()対象者の取締役会において、対抗公開買付けに賛同する旨の意見表明に係る決議を行わないことについて、みずほ銀行に対して合理的な説明がなされていない場合には上記の応募義務を免れることができるものとされています。

(注1) 本応募契約(みずほ銀行)においては、(a)本公開買付けが撤回されていないこと、(b)公開買付者に本応募契約(みずほ銀行)の重大な違反(注2)がないこと、(c)みずほ銀行による応募を制限又は禁止する旨の命令、処分若しくは判決が存在していないこと、(d)みずほ銀行が知っている、対象者に関する重要事実(法第166条第2項に定める重要事実をいいます。)であって公表がされていないものが存在しないこと、(e)みずほ銀行が対象者の法人関係情報(本応募契約(みずほ銀行)の締結後に保有するに至ったもの)に限り、()を保有していないこと等がみずほ銀行の応募義務の前提条件とされております。

(注2) 本応募契約(みずほ銀行)において、公開買付者及びみずほ銀行は、秘密保持義務、及び、本応募契約(みずほ銀行)上の地位に基づく権利義務の譲渡禁止義務等を負っており、また、公開買付者は、自己及び自己が実質的に経営を支配している会社が反社会的勢力への非該当等を表明保証し、及び暴力的な要求行為等を行わないことを誓約しています。

なお、本応募契約(みずほ銀行)以外に、みずほ銀行との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてみずほ銀行が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からみずほ銀行に対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(ファナック)

公開買付者は、2025年2月5日付で、ファナックとの間で本応募契約(ファナック)を締結し、本公開買付けが開始された場合、一定の前提条件(注1)が充足されていることを条件として、ファナックが所有する対象者株式75,000株(所有割合:2.35%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、対抗公開買付けの開始公告がなされ、かつ、()公開買付者が本公開買付価格を対抗公開買付けに係る公開買付価格を上回る金額に変更しない場合、又は()ファナックが応募を実施すること又は応募を撤回しないことがファナックの取締役の善管注意義務に違反する可能性があるとしてファナックが客観的かつ合理的に判断する場合には上記の応募義務を免れることができるものとされています。また、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を超える金額に相当する取得対価により対象者の普通株式を取得(公開買付け、組織再編その他方法を問わないが、対抗公開買付けを含まない。)する旨の具体的かつ実現可能性があるとして合理的に判断される申出がなされた場合には、公開買付者及びファナックは、当該申出に対する対応について誠実に協議するものとされています。

(注1) 本応募契約(ファナック)においては、(a)ファナックが知っている、対象者及びその子会社に係る業務等に関する重要事実並びに対象者の株券等の公開買付け等の中止に関する事実で未公表のものが存在しないこと、(b)買付け等の期間の開始日の前日までに、対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見表明が変更又は撤回されていないこと、及び、(c)本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令に違反しておらず、かつ、司法・行政機関等により本公開買付けで企図される公開買付者による応募対象株式の買付けが法令に違反する旨又は実施を停止若しくは延期すべき旨の指導・回答・勧告その他措置・処分がないこと、の全てが充足されていることがファナックの応募義務の前提条件とされております。

なお、本応募契約(ファナック)以外に、ファナックとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてファナックが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からファナックに対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(トミタ)

公開買付者は、2025年2月5日付で、トミタとの間で本応募契約(トミタ)を締結し、本公開買付けが開始された場合、トミタが所有する対象者株式31,900株(所有割合:1.00%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、対抗公開買付けの開始公告がなされる場合には誠実に協議するものとされています。なお、本応募契約(トミタ)において、トミタによる応募の前提条件は定めておりません。

また、本応募契約(トミタ)以外に、トミタとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてトミタが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からトミタに対して供与される利益は存在しません。

本応募契約(マサモト)

公開買付者は、2025年2月5日付で、マサモトとの間で本応募契約(マサモト)を締結し、本公開買付けが開始された場合、マサモトが所有する対象者株式17,845株(所有割合:0.56%)の全てについて本公開買付けへ応募し、かかる応募を撤回せず、応募の結果成立した応募対象株式の買付に係る契約を解除しない旨を合意しております。但し、対抗公開買付けの開始公告がなされる場合には誠実に協議するものとされています。なお、本応募契約(マサモト)において、マサモトによる応募の前提条件は定めておりません。

また、本応募契約(マサモト)以外に、マサモトとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいてマサモトが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者からマサモトに対して供与される利益は存在しません。

本応募合意(武藤公明氏)及び本応募合意(K Mエンタプライズ)

公開買付者は、2025年2月5日付で、()対象者の株主である武藤公明氏との間で、その所有する対象者株式(所有株式数:110,296株、所有割合:3.46%)のうち100,860株(所有割合:3.17%)(武藤公明氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式(所有株式数:9,436株、所有割合:0.30%))については、譲渡制限が付されているために本公開買付けに応募することができないことから、応募合意の対象から除いております。)について、()武藤公明氏及びその親族が発行済株式の全てを所有する資産管理会社であり対象者の株主であるK Mエンタプライズとの間で、その所有する対象者株式(所有株式数:50,000株、所有割合:1.57%)の全てについて、本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。なお、本応募合意(武藤公明氏)及び本応募合意(K Mエンタプライズ)において、武藤公明氏及びK Mエンタプライズによる応募の前提条件は合意の内容に含まれておりません。

なお、本応募合意(武藤公明氏)及び本応募合意(K Mエンタプライズ)以外に、武藤公明氏及びK Mエンタプライズとの間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて武藤公明氏及びK Mエンタプライズが応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から武藤公明氏及びK Mエンタプライズに対して供与される利益は存在しません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	2025年2月6日(木曜日)から2025年3月24日(月曜日)まで(30営業日)
公告日	2025年2月6日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金1,320円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付価格を決定するにあたり、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることから、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月4日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値(987円)、同日までの過去1ヶ月間、同過去3ヶ月間及び同過去6ヶ月間の終値単純平均値(975円、927円及び924円)の推移を参考にいたしました。さらに、対象者の事業及び財務の状況及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉を経て、2025年2月3日に本公開買付価格を1,320円と決定いたしました。 なお、公開買付者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」のとおり、対象者の事業及び財務の状況、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の株価推移及び本公開買付けに対する応募の見通し等の各種要素を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。 なお、本公開買付価格である1,320円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2025年2月4日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値987円に対して33.74%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値975円に対し35.38%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値927円に対して42.39%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値924円に対して42.86%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。 また、本公開買付価格である1,320円は、本書提出日の前営業日である2025年2月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値977円に対して35.11%のプレミアムを加えた価格となります。

算定の経緯	(本公開買付価格の決定に至る経緯) 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」に記載のとおり、公開買付者は、2024年12月中旬、本公開買付価格及び本取引の諸条件等について更に具体的な検討を開始し、武藤公明氏は、2024年12月27日に、本公開買付けによる対象者株式の取得及び所有等を目的として、公開買付者を設立するとともに、対象者より開示を受けた財務情報等の資料、対象者に対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等に基づく対象者の事業及び財務の状況を多面的かつ総合的に分析し、また、対象者の市場株価の動向を踏まえた本公開買付けに対する応募株式数の見通し等を総合的に勘案し、2025年1月16日に、対象者に対して、本公開買付価格を1,200円(提案日の前営業日である2025年1月15日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値950円に対して26.32%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値941円に対して27.52%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値905円に対して32.60%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値947円に対して26.72%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の初回の価格提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年1月17日に、本特別委員会より、当該提案価格は対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には到底達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。本特別委員会からの要請を受け、公開買付者は、本公開買付価格について、慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年1月21日に、本公開買付価格を1,250円(提案日の前営業日である2025年1月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値967円に対して29.27%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値956円に対して30.75%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値908円に対して37.67%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値937円に対して33.40%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の再提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年1月23日に、本特別委員会より、再提案の公開買付価格であっても対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、再度本公開買付価格について慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年1月27日に、本公開買付価格を1,300円(提案日の前営業日である2025年1月24日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値1,006円に対して29.22%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値962円に対して35.14%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値915円に対して42.08%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値932円に対して39.48%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年1月28日に、本特別委員会より、本特別委員会が独自に選任した第三者算定機関であるAGS FAS並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンによる株式価値の算定結果や、本件と類似する非公開化を前提としたMBO案件におけるプレミアム水準、及び対象者の中長期的な事業環境を踏まえると、対象者の少数株主(一般株主)の利益に配慮された水準には達していないとして、本公開買付価格を再提示するよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、本公開買付価格について再度慎重に検討を進め、対象者に対して、2025年1月29日に、前回価格が対象者の少数株主(一般株主)に不利益とならないよう、最大限の配慮をもって提示したものであり、更なる価格引き上げは難しい旨を回答いたしました。これに対して、公開買付者は、2025年1月31日に、本特別委員会より、過去の事例のプレミアム水準及び本特別委員会を含めた対象者の第三者算定機関による株式価値算定等の観点から、本公開買付価格を1,350円程度まで引き上げるよう要請する旨の回答を受けました。かかる要請を受け、公開買付者は、改めて慎重に再検討を重ねた結果、2025年2月3日に、少数株主(一般株主)の利益を最大限配慮したうえで、公開買付者が検討できる最大限の価格として、本公開買付価格を1,320円(提案日の前営業日である2025年1月31日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値985円に対して34.01%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値974円に対して35.52%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値925円に対して42.70%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値925円に対して42.70%のプレミアムをそれぞれ加えた価格)とする旨の最終提案を行いました。これに対して、公開買付者は、2025年2月3日に、本特別委員会より、公開買付者による最終提案を応諾し、これ以上の価格引き上げの再要望は行わないことを決定した旨の回答を受けました。
-------	--

これらの協議・交渉を重ねた上で、対象者の2025年3月期の期末配当が無配であることを前提として、公開買付者は、2025年2月5日、本取引の一環として、本公開買付価格を1,320円として本公開買付けを実施することを決定いたしました。

(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者及び対象者は、本公開買付けがマネジメント・バイアウト(MBO)のための本取引の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下の措置を実施いたしました。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置に関する記載については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

(a)算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意見表明を行うに当たり、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンに対して、対象者株式の株式価値算定を依頼し、2025年2月4日付で、本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)を取得したとのことです。なお、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、公開買付者及び対象者において、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置を実施していることから、対象者は、アイ・アール ジャパンから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。また、アイ・アール ジャパンは、対象者及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るアイ・アール ジャパンに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

(b)算定の概要

アイ・アール ジャパンは、本公開買付けにおいて、複数の算定方法の中から対象者の株式価値算定に当たり採用すべき算定方法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者が東京証券取引所スタンダード市場に上場していることから株式の市場株価の動向を勘案した市場株価法を、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社が複数存在し、類似会社との比較による対象者の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、また、将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を算定方法として用いて、対象者の株式価値の算定を行ったとのことです。本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)において、上記各算定方法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 924円～987円
類似会社比較法 : 197円～1,009円
DCF法 : 1,237円～1,540円

市場株価法では、2025年2月4日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の算定基準日の終値987円、直近1ヶ月間の終値単純平均値975円、直近3ヶ月間の終値単純平均値927円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値924円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を924円～987円と算定しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社として、株式会社不二越、OBARA GROUP株式会社、株式会社ソディック、株式会社岡本工作機械製作所、株式会社ミロク、タケダ機械株式会社を類似会社として選定した上で、企業価値に対する償却前営業利益(以下「EBITDA」といいます。)の倍率、及び時価総額に対する純利益倍率を用いて、対象者の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を197円～1,009円と算定しているとのことです。

D C F 法では、対象者が作成した事業計画(以下「本事業計画」といいます。)を基に、2025年3月期から2028年3月期までの4期分の事業計画における収益予測や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年3月期第3四半期以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて、対象者企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,237円～1,540円と算定しているとのことです。

なお、アイ・アール ジャパンがD C F 法の算定の前提とした対象者作成の本事業計画に基づく財務予測には、対象者が2024年10月18日及び2025年2月5日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」における2025年3月期通期の業績予想が織り込まれているとのことです。

また、本事業計画には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期については、対象者が2024年10月18日に公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」、及び2025年2月5日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、原材料代・部品代・外注加工費・人件費などの想定以上の値上げに伴い、営業利益が260百万円(対前年比が69.73%減少)となることを見込んでいるとのことです。また、2026年3月期については、製品売価の引き上げ効果に加え、工場の生産効率性の改善や工程管理のデジタル化によるコスト削減などにより営業利益は459百万円(対前年比が76.54%増加)となることを見込んでいるとのことです。加えて、本事業計画には、対前年度比較においてフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期から2027年3月期における棚卸資産の回転期間の短縮の影響がなくなることにより、2028年3月期については運転資本が増加し、フリー・キャッシュ・フローが大幅に減少することを見込んでいるとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることが困難であるため、本事業計画には加味していないとのことです。

D C F 法による分析において前提とした財務予測は以下のとおりであるとのことです。

(単位：百万円)

	2025年 3月期 (6ヶ月)	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
売上高	4,130	8,012	8,275	8,485
営業利益	157	459	574	699
E B I T D A	248	641	760	885
フリー・キャッシュ・フロー	1,273	745	757	506

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引に係る対象者取締役会の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、その公正性を担保することを目的として、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立したリーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、その後、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続、並びに本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程その他の本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。なお、森・濱田松本法律事務所は、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有していないとのことです。また、森・濱田松本法律事務所の報酬は、時間単位報酬のみとしており、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬の支払制度は採用していないとのことです。本特別委員会は、対象者が選任したリーガル・アドバイザーにつき、独立性及び専門性に問題がないことから、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認し、本特別委員会としても必要に応じて専門的助言を受けることができることを、本特別委員会において確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(a) 特別委員会の設置等の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本取引がマネジメント・バイアウト(MBO)の一環として行われるものであり、構造的な利益相反が存在することを踏まえ、本取引における構造的な利益相反の問題及び情報の非対称性の問題に対応し、対象者取締役会の意思決定過程における恣意性を排除し、本取引の公正性・透明性及び客観性を担保するために、2024年12月5日付の取締役会において、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立した委員によって構成される本特別委員会を設置することを決議したとのことです。対象者は、森・濱田松本法律事務所及びアイ・アール ジャパンの助言も得つつ、本特別委員会の委員の候補について、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者からの独立性を有すること、及び本取引の成否に関して少数株主(一般株主)とは異なる重要な利害関係を有していないことに加え、委員としての適格性を有することを確認した上で、特別委員会全体としての知識・経験・能力のバランスを確保しつつ適正な規模をもって本特別委員会を構成するべく、本特別委員会の委員としては、政木道夫氏(対象者独立社外取締役・弁護士)、大水孝幸氏(対象者本プラン独立委員会委員・税理士)及び高田明氏(山九株式会社 社外取締役)の3名を選任しているとのことです。なお、対象者は、対象者の独立社外取締役(監査等委員)である鈴木大介氏については、2024年6月頃まで対象者の株主である明治安田生命(所有株式数:246,000株、所有割合:7.72%)の100%子会社である明治安田収納ビジネスサービス株式会社のリスク管理・コンプライアンス部長であったことから、また、対象者の独立社外取締役(監査等委員)である青木眞徳氏については、2016年5月頃まで対象者の株主であるF U J I (所有株式数:320,900株、所有割合:10.07%)の100%子会社である株式会社アドテック富士の取締役会長であったことから、それぞれ少数株主(一般株主)とは異なる利害関係を有している可能性が懸念されるため、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避を徹底するべく、本特別委員会の委員として選任していないとのことです。

本特別委員会は、互選により、本特別委員会の委員長として、政木道夫氏を選任しているとのことです。対象者は、当初からこの3名を本特別委員会の委員として選任しており、本特別委員会の委員を変更した事実はないとのことです。本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支払われる報酬のみであり、本公開買付けを含む本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。そして、対象者は、本特別委員会に対し、本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)、本取引に係る手続の公正性・妥当性、本取引の条件の公正性・妥当性、本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非、上記～を踏まえて、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益でないか(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。)、について諮問したとのことです。なお、本特別委員会は、本諮問事項の検討に際しては、対象者の企業価値の向上に資するか否かの観点から、本取引の是非について検討及び判断するとともに、対象者の少数株主(一般株主)の利益を図る観点から、本取引の取引条件の妥当性及び手続の公正性について検討及び判断するものとしたとのことです。また、取締役会における本取引に関する意思決定は、本公開買付けへの賛否を含め、本特別委員会の意見を最大限尊重して行うこと、本特別委員会が本取引について妥当でない判断した場合には、取締役会は本取引に賛同しないこと、及び、(a)対象者が買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与すること(必要に応じて、買付者との交渉方針に関して指示又は要請を行うこと、及び、自ら買付者と交渉を行うことを含む。)、(b)本諮問事項に関する検討及び判断を行うに際し、必要に応じ、自らの財務若しくは法務等に関するアドバイザーを選任し(この場合の費用は対象者が負担する。)、又は、対象者の財務若しくは法務等に関するアドバイザーを指名し若しくは承認(事後承認を含む。)すること、(c)必要に応じ、対象者の役職員その他特別委員会が必要と認める者から本諮問事項の検討及び判断に必要な情報を受領すること、(d)その他本取引に関する検討及び判断に際して必要と特別委員会が認める事項等に関する権限を本特別委員会に付与すること、を決議したとのことです。

	なお、対象者取締役会においては、審議及び決議に参加した対象者の取締役(取締役全8名のうち、武藤公明氏を除く取締役7名)の全員一致で当該決議を行っているとのことです。 (b)特別委員会における検討等の経緯 本特別委員会は、2024年12月5日から2025年2月5日まで合計11回、合計約11時間にわたって開催されたほか、各会日間においても電子メール等の方法により、報告、協議及び検討がなされた上で、本諮問事項についての検討及び協議が慎重に行われたとのことです。 具体的には、本特別委員会は、まず、2024年12月5日、対象者のリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンについて、その独立性及び専門性に問題がないことを確認の上、対象者のリーガル・アドバイザーとしての森・濱田松本法律事務所の選任並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのアイ・アール ジャパンの選任をそれぞれ承認しているとのことです。また、本特別委員会は、必要に応じ対象者のアドバイザー等から専門的助言を得ることとし、実際にこれらの専門的助言を随時受領しているとのことです。 その上で、本特別委員会は、森・濱田松本法律事務所及びアイ・アール ジャパンから受けた説明を踏まえ、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置について検討を行い、2024年12月25日、その専門性、過去の実績及び独立性に問題が無いことを確認の上、本特別委員会独自の第三者算定機関としてAGS FASを選任したとのことです。 本特別委員会は、公開買付者から、書面による方法及び直接面談を行うこと等を通じて、本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等について説明を受け、質疑応答を行ったとのことです。具体的には、2024年12月18日に武藤公明氏に対して本取引を提案するに至った経緯及び理由、本取引の目的、本取引の諸条件等を含む質問事項を送付し、2024年12月24日に書面による回答を受領し、2024年12月25日に武藤公明氏と直接面談を実施し、当該質問事項に対する書面回答を踏まえ、質疑応答を行ったとのことです。さらに、本特別委員会は、2025年1月14日に公開買付者に対して本取引を実施するメリットや公開買付者が本取引後に実施することを想定している施策等について、追加の質問事項を送付し、1月21日に書面による回答を受領し、当該回答について確認したとのことです。 また、本特別委員会は、アイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、対象者が作成した本事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、これらの事項について合理性を確認し、承認したとのことです。 さらに、本特別委員会は、対象者に対して、2025年1月14日に対象者の経営状況・経営課題、本取引を検討するに至った背景、本取引の意義等及び本取引後の経営体制等を含む質問事項を送付し、2025年1月16日に書面による回答を受領し、2025年1月16日に当該質問事項に対する書面回答を踏まえ、質疑応答を行ったとのことです。 加えて、下記「特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASは、本事業計画を前提として対象者株式の価値算定を実施したとのことです。本特別委員会は、アイ・アール ジャパン並びにAGS FASから、実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受けるとともに、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認したとのことです。
--	--

本特別委員会は、対象者の公開買付者との交渉について、随時、対象者及びアイ・アール ジャパンから報告を受け、AGS FAS及びアイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言、森・濱田松本法律事務所から受けた法的見地からの助言も踏まえて審議・検討を行い、対象者の交渉方針につき、適宜、必要な意見を述べたとのことです。具体的には、本特別委員会は、対象者が、2025年1月16日に公開買付者から本公開買付価格を1,200円とする提案を受領した旨の報告を受けて以降、第三者算定機関であるAGS FAS及びアイ・アールジャパンによる対象者株式の株式価値の算定結果や公開買付者との交渉方針等を含めた財務的な助言並びに森・濱田松本法律事務所からの本取引における手続の公正性を確保するための対応についてのガイダンスその他の法的助言等を踏まえ、武藤公明氏及び公開買付者の影響を排除した公正な手続によって、本公開買付価格の検討を重ね、複数回にわたり公開買付者との交渉を行い、対象者としての本取引の意義・目的を達するために公開買付者との間で協議すべき事項について意見を述べる等、対象者と公開買付者との間の本公開買付価格を含む本取引の条件に関する協議・交渉過程の全般において関与したとのことです。その結果、対象者は、同年2月3日、公開買付者から、本公開買付価格を1株当たり1,320円とすることを含む提案を受け、結果として、計3回、最初の価格提案から10.00%(小数点以下第三位を四捨五入しております。)の価格の引き上げを受けるに至ったとのことです。さらに、本特別委員会は、森・濱田松本事務所及びアイ・アール ジャパンから、複数回、対象者が公表又は提出予定の本公開買付けに係る本プレスリリースのドラフトの内容について説明を受け、適切な情報開示がなされる予定であることを確認したとのことです。

(c) 特別委員会における判断内容

本特別委員会は、上記の協議及び検討の内容を踏まえ、本諮問事項について慎重に協議及び検討を行った結果、2025年2月5日に、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

答申内容

- (a) 本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には合理性が認められる。
- (b) 本取引においては公正・妥当な手続を通じて対象者の少数株主(一般株主)の利益への十分な配慮がなされている。
- (c) 本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の条件は、公正性・妥当性が確保されている。
- (d) 対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することは適切である。
- (e) 上記(a)乃至(b)その他の事項を踏まえ、対象者取締役会が本取引の実施を決定することは、対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益ではない。

答申理由

- (a) 本取引の目的の合理性(本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。)

ア 対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題

- ・ 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」に記載の対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題等に関する対象者の認識に不合理な点は見受けられない。なお、武藤公明氏及び公開買付者(以下「公開買付者ら」という。)においても、対象者を取り巻く事業環境及び対象者の経営課題に関する認識に大きな相違はないものと認められる。

イ 本取引の意義

- ・ 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 本公開買付けの背景等」に記載のような対象者グループを取り巻く事業環境及び対象者の経営課題を踏まえれば、加工技術の開発に必要な技術者の育成や新規採用を含めた投資実行、東南アジアのベトナム・インドネシア・インド等での有力な販売代理店の拡充並びに業務フローの変革はいずれも、対象者の中長期的な企業価値向上のためには必要かつ重要な施策であるといえる。

	- これらの重要施策の実現には中長期的な企業価値向上の観点からリスクをとった先行投資を行い、各種施策をより一層促進できるようにするため、迅速かつ大胆な対応が必要である。各種施策は非上場化によってのみ行い得る全く新たな取り組みではないものの、一般的に短期的な業績にも留意を要する上場会社のままでは十分な先行投資を適時に行うことが難しい面が否定できないため、非上場化により実施しやすくなるとの評価も可能である。さらに、非上場化をすることで、短期的なリターンを求める株式市場の期待とは必ずしも一致しない中長期的視点での先行投資を伴う業務フロー変革も実施しやすくなるとの評価も可能である。 - このように、対象者は、本取引によって、中長期的な企業価値向上に向け、経営の改革・改善に関する各施策を適時に、迅速かつ着実に実行できるようになることが期待される。なお、公開買付者らにおいても、本取引の意義に関する認識に大きな相違はないものと認められる。 ウ 本取引のデメリット - 上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の本取引を行うことのデメリットについても、対象者の認識に不合理な点は見受けられない。 - 上場廃止による一般的なデメリットとして想定されるエクイティによる資金調達手段の制約や上場会社としての信用・ブランドの毀損等については、対象者を取り巻く事業環境等に照らせば、上記(a)イで述べた本取引の意義を上回るほどのデメリットとなることは想定されないといえる。加えて、本取引に関して公開買付者が行う資金調達に伴い、対象者の経営・事業運営等に制約が生じる可能性や対象者の資金繰りへの影響については限定的であると認められる。 エ 小括 - 以上を踏まえて、本特別委員会において慎重に審議・検討をしたところ、本取引の目的に関する対象者の認識は、本特別委員会としても合理的と考えるものであり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められる。したがって、本取引の目的は正当・合理的と認められる。 (b) 本取引に係る手続の公正性・妥当性 - 対象者においては、公開買付者らとの間で重要な利害関係を有しておらず、本取引の成否に関して一般株主とは異なる重要な利害関係を有さない独立した立場から一般株主の利益を保護すべく適正な構成とされている特別委員会が設置されている。 - 本取引においては、本特別委員会が対象者と公開買付者らとの間の買収対価等の取引条件に関する交渉過程に実質的に関与していたと評価できる。 - 対象者は、対象者及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパンから、財務的見地からの助言・意見を得るとともに、本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)を取得している。 - 本特別委員会は、対象者及び公開買付者らから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関であるAGS FASから、本株式価値算定書(AGS FAS)を取得している。 - 対象者は、対象者及び公開買付者らから独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から本取引に関する諸手続を含む対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けており、本特別委員会は、必要に応じ森・濱田松本法律事務所から専門的助言を得ることとし、実際に専門的助言を随時受領している。 - 対象者は、公開買付者らから独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を対象者の社内に構築している。当該体制は、公開買付者らからの独立性が認められる役職員(武藤公明氏を除いた取締役全員を含む。)のみで構成されるものとし、その構成員は公開買付者らにおける検討、交渉及び判断に参加し又はこれを補助してはならないものとして、かかる取扱いを継続している。
--	---

	- 対象者の取締役のうち、代表取締役である武藤公明氏については、公開買付者となる株式会社Mintの代表取締役を務めていることから、本取引に関して対象者及び対象者少数株主(一般株主)との間で利益相反関係が存在するため、特別利害関係取締役として、本取引に係る対象者の取締役会の審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者らとの協議及び交渉にも一切参加していない。 - 公開買付者らは、公開買付期間を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定する予定であり、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保するものと認められるとともに、公開買付者及び対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておらず、いわゆる間接的なマーケット・チェックが実施されている。また、応募予定株主が公開買付者との間で締結している本応募契約のうち、本応募契約(F U J I)、本応募契約(明治安田生命)、本応募契約(みずほ銀行)及び本応募契約(ファナック)においては、一定の場合に応募予定株主が対抗的な買付け等に応募できる旨が規定されている。一方で、本応募契約(トミタ)及び本応募契約(マサモト)には、応募予定株主が対抗的な買付け等に応募できる旨が少なくとも明示的には規定されていないように見受けられ、また、本応募合意(武藤公明氏)及び本応募合意(K Mエンタプライズ)において応募予定株主が対抗的な買付け等に応募できる旨は明示的には合意されていないように見受けられる。仮に、かかる応募予定株主が他の買収者による買収提案に応募することが認められないとすれば、対抗提案の成立の可能性が減少していると考えられるものの、トミタ、マサモト、武藤公明氏及びK Mエンタプライズの所有割合は6.3%にとどまることを考慮すると、本応募契約(トミタ)、本応募契約(マサモト)、本応募合意(武藤公明氏)及び本応募合意(K Mエンタプライズ)の上記内容のみをもって、対抗提案の成立の可能性が減少し、対抗的な買付け等の機会が阻害されていると評価しないことも合理的である。 - 本公開買付けの買付予定数の下限は2,124,200株(所有割合:66.66%)である。これは、本公開買付けにおける買付予定数の下限が、いわゆるマジョリティ・オブ・マイノリティに相当する数を上回っており、マジョリティ・オブ・マイノリティ条件よりも厳格な条件が設定されていることを意味している。 - 対象者及び公開買付者は、それぞれのリーガル・アドバイザーからの助言を得て、本取引に関する情報の非対称性を緩和し、少数株主(一般株主)に十分な情報に基づく適切な判断機会を確保するに足る適切かつ充実した情報開示を行う予定であると認められる。またその開示内容は、法令及び東京証券取引所の適時開示基準に準拠し、経済産業省の「公正なM & Aの在り方に関する指針」を適切に考慮したものになっていると考えられる。 - 本取引については強圧性の問題が生じないように配慮の上、スクイズアウト手続の適法性も確保されているといえる。 - 以上の点に加え、本取引に係る協議、検討及び交渉の過程において、対象者が公開買付者らより不当な影響を受けたことを推認させる事実は認められない。 以上の点を検討の上、本特別委員会は、本取引に係る取引条件の公正さを担保するための手続として、経済産業省の「公正なM & Aの在り方に関する指針」も踏まえた十分な公正性担保措置が実施されており、本取引において、公正な手続を通じた対象者の株主の利益への十分な配慮がなされていると考える。
--	--

	(c) 本取引の条件の公正性・妥当性 - 対象者及び公開買付者らから独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパン並びに対象者及び公開買付者らから独立した本特別委員会独自の第三者算定機関であるAGS FASが、対象者の株式価値の評価方法として採用した市場株価法及びDCF法、並びにアイ・アール ジャパンが上記のほかに対象者の株式価値の評価方法として採用した類似会社比較法は、現在の実務に照らして一般的、合理的な手法であると考えられる。また、アイ・アール ジャパン及びAGS FASによるDCF法における事業用資産と非事業用資産の分類の方法、割引率の根拠に関する説明もいずれも合理的であって、その算定内容も現在の実務に照らしていずれも妥当なものであると考えられる。 - また、対象者は、2024年10月18日付「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、2025年3月期の連結業績予想の下方修正(以下「本下方修正」という。)を行っているところ、本下方修正は、2025年3月期第2四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、2024年12月4日に武藤公明氏から本提案書を受領する前に公表したものであることから、本取引とは無関係の要因によるものであり、対象者が意図的に対象者株式の株価を下げる目的で本下方修正を策定及び公表したのではないと認められる。したがって、アイ・アール ジャパン及びAGS FASによる市場株価法の算定にあたっては、本下方修正の公表日である2024年10月18日以降の対象者株式の株価も考慮の対象とすること自体に問題はないものと考えられる。また、2025年2月5日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、対象者は、2025年3月期の連結業績予想の下方修正(以下「本下方修正」という。)を行っているところ、本下方修正は、2025年3月期第3四半期末時点における業績状況を踏まえた判断であり、本取引とは関係なく実施しており、アイ・アール ジャパン及びAGS FASによるDCF法の算定にあたっては、本下方修正の内容を算定の基礎として織り込むこと自体に問題はないものと考えられる。 - また、本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)及び本株式価値算定書(AGS FAS)におけるDCF法による算定の前提とされている対象者の事業計画は、本取引の取引条件等の妥当性を客観的かつ合理的に検証することを目的として作成されたものであり、利益相反のおそれのある役職員を除いた構成メンバーにおいて審議の上、確定するなど、構造的な利益相反の問題による影響を受けるおそれが合理的に排除されていることが認められる。また本特別委員会は、本事業計画の各対象年度の売上高・営業利益及びその算定方法、本事業計画に影響を及ぼし得る事情とその反映状況、販売費及び一般管理費・設備投資額等並びにその算定方法及び当該金額に影響を及ぼし得る事情等について説明を受け、かつ、アイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言も踏まえつつ、これらの合理性を承認しており、対象者の事業計画の策定手続及び内容には合理性が認められる。 - 本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)における対象者株式の株式価値評価に照らすと、本公開買付価格は、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の上限値を超える金額であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であることから、対象者の少数株主(一般株主)が享受すべき利益として合理的な水準であると認められる。また、本株式価値算定書(AGS FAS)における対象者株式の株式価値評価に照らすと、本公開買付価格は、市場株価法による算定結果の上限値を超える金額であり、また、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であることから、対象者の少数株主(一般株主)が享受すべき利益として合理的な水準であると認められる。 - 本公開買付価格のプレミアムは、経済産業省の「公正なM & Aの在り方に関する指針」が公表された2019年6月28日以降に公表され、2024年12月31日までに公開買付けが成立している国内の上場会社のMBO案件(47件)における、公表日前営業日の終値、並びに過去1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値それぞれに対するプレミアム水準の中央値(対公表日前営業日終値: 39.86%、対過去1ヶ月間: 40.93%、対3ヶ月間: 42.21%、対6ヶ月間: 42.42%)に比して合理的な水準といえる。
--	--

	・ 公開買付者らとの交渉は、本特別委員会が対象者やアイ・アール ジャパン及びAGS FASから受けた対象者株式の株式価値に係る助言並びにアイ・アール ジャパン及び森・濱田松本法律事務所からの意見・助言も踏まえながら、主体的に行ってきたものであり、その他本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は認められない。 ・ 本取引の買収の方法について、一段階目として本公開買付けを行い、二段階目として株式売渡請求又は株式併合を行うという方法は、本取引のような非公開化取引においては一般的に採用されている方法の一つであり、かつ、株式売渡請求手続及び株式併合手続において裁判所に対する売買価格の決定の申立て又は価格決定の申立てが可能であり、本取引の方法に特段不合理な点は認められない。 以上の点を検討の上、本特別委員会では、(ア)市場株価に対する本公開買付価格のプレミアム水準は、近時のMBO事例におけるプレミアム水準に照らしても平均的な水準と認められること、(イ)公開買付者らとの交渉は本特別委員会が対象者やアイ・アール ジャパンの意見・助言も踏まえながら、主体的に行い、かかる交渉の結果として当初提案価格から対象者株式の価格にして120円(当初提案価格1,200円の10%)の引き上げを実現したこと、(ウ)特別委員会独自の第三者算定機関であるAGS FAS作成の株式価値算定書の算定結果並びに対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるアイ・アール ジャパン作成の株式価値算定書の算定結果に照らして、本公開買付価格は合理的な価格と考えられること、(エ)その他本公開買付価格の決定プロセスの公正性を疑わせるような具体的事情は存在しないと認められること、並びに(オ)非公開化に向けた本取引の方法に不合理な点は認められないことに照らし、対象者の少数株主(一般株主)の利益を図る観点から、本取引の取引条件の公正性・妥当性は確保されていると考える。 (d) 本公開買付けについて対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することの是非 上記(a)のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。また、上記(b)のとおり、公正な手続も履践されていることから、対象者の株主の利益への十分な配慮がなされているものと認められ、本取引は、対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益なものではないと考えられ、上記第(c)のとおり、買付け等の価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されている。したがって、本特別委員会は、対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見を表明することは適切であると考ええる。 (e) 本諮問事項(a)乃至(d)を踏まえて、対象者取締役会が本取引の実施に関する決定を行うことが対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益でないか 上記(a)のとおり、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。また、上記(b)のとおり、公正な手続も履践されていることから、対象者の株主の利益への十分な配慮がなされており、上記(c)のとおり、買付け等の価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されているものと認められる。したがって、対象者取締役会が本取引についての決定(すなわち、本公開買付けに賛同の意見を表明し、対象者株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨の決定、並びに、本取引の一環として本公開買付け後に行われるスクイズアウト手続による非公開化手続に係る決定)をすることは、対象者の少数株主(一般株主)にとって不利益なものではないと考える。
--	---

	特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得 (a)算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係 上記「対象者における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会は、本諮問事項の検討を行うにあたり、本公開買付価格を含む取引条件の妥当性を確保するために、2024年12月25日開催の特別委員会において、その専門性・独立性に問題がないことを確認し、対象者、武藤公明氏、及び公開買付者から独立したAGS FASを本特別委員会独自の第三者算定機関として選任した上で、AGS FASに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2025年2月4日付で、株式価値算定書(AGS FAS)を取得したとのことです。 なお、本特別委員会は、「(本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」に記載のとおり、本公開買付価格の公正性及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置等を実施していることを踏まえ、本公開買付価格を含む本取引の公正性が担保されていると考えた結果、AGS FASから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、AGS FASは、対象者、武藤公明氏及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。なお、本取引に係るAGS FASに対する報酬は、本取引の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本取引の公表や成立等を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。 (b)算定の概要 AGS FASは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法を、また、対象者の将来の事業活動の状況を算定に反映させるためにDCF法をそれぞれ算定方法として採用し、対象者株式の株式価値の算定を行ったとのことです。 AGS FASによれば、上記の各手法に基づいて算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。 市場株価法 : 924円～987円 DCF法 : 1,164円～1,524円 市場株価法では、本公開買付けに対する意見表明に係る対象者取締役会決議日の前営業日である2025年2月4日を算定基準日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値987円、直近1ヶ月間の終値単純平均値975円、直近3ヶ月間の終値単純平均値927円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値924円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を924円から987円までと算定しているとのことです。 DCF法では、2025年3月期から2028年3月期までの4期分の本事業計画における財務予測、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が2025年3月期第3四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,164円から1,524円までと算定しているとのことです。なお、AGS FASがDCF法の算定の前提とした対象者作成の本事業計画に基づく財務予測には、対象者が2024年10月18日及び2025年2月5日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」における2025年3月期通期の業績予想が織り込まれているとのことです。 また、本事業計画には対前年度比較において大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれているとのことです。具体的には、2025年3月期については、対象者が2024年10月18日に公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」、及び2025年2月5日付で公表した「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、原材料代・部品代・外注加工費・人件費などが想定以上に値上がりしており、また、中国市場におけるラップ盤の受注が減少していることから、営業利益が260百万円(対前年比が69.73%減少)となることを見込んでいるとのことです。また、2026年3月期については、中国市場におけるラップ盤の需要回復及び国内市場での価格交渉によるラップ盤の値上げにより営業利益は459百万円(対前年比が76.54%増加)となることを見込んでいるとのことです。
--	---

AGS FASがDCF法の算定の前提とした本事業計画に基づく財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において具体的に見積もることは困難であるため、本事業計画には加味されていないとのことです。

(単位：百万円)

	2025年 3月期 (6ヶ月)	2026年 3月期	2027年 3月期	2028年 3月期
売上高	4,130	8,012	8,275	8,485
営業利益	157	459	574	699
E B I T D A	259	663	782	906
フリー・キャッシュ・フロー	1,286	669	642	507

対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、アイ・アール ジャパンから受けた財務的見地からの助言及び2025年2月4日付で提出を受けた本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)の内容、並びに森・濱田松本法律事務所から受けた本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点についての法的助言を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引により対象者の企業価値向上を図ることができるか、本取引に関する諸条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、対象者は、上記「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、2025年2月5日開催の取締役会において、審議に及び決議に参加した対象者の取締役(取締役全8名のうち、武藤公明氏を除く対象者の取締役7名)の全員一致で、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格(1,320円)を含む本取引に係る取引条件は妥当なものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのこととです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は、構造的な利益相反の問題を排除する観点から、武藤公明氏及び公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行う体制を社内に構築したとのこととです。具体的には、武藤公明氏は、本取引に関して対象者と構造的な利益相反状態にあるため、本取引に関する取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において武藤公明氏及び公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのこととです。当該検討体制は、全て武藤公明氏及び公開買付者から独立性の認められる役職員のみ(武藤公明氏を除いた取締役全員を含みます。)で構成することとし、2025年2月5日に至るまでかかる取扱いを継続しているとのこととです。

また、かかる取扱いを含めて、対象者の社内に構築した本取引の検討体制、具体的には本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する役職員の範囲及びその職務(対象者に株式価値の評価の基礎となる事業計画の作成等高い独立性が求められる職務を含みます。)は、森・濱田松本法律事務所の助言を踏まえたものであり、独立性の観点から問題が無いことについては、本特別委員会の承認を得ているとのこととです。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けにおいては、当該期間よりも長期の30営業日に設定しております。このように公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

	また、公開買付者と対象者は、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。 マジョリティ・オブ・マイノリティ条件を充たす下限の設定 本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を所有していないところ、本公開買付けにおける買付予定数の下限(2,124,200株、所有割合：66.66%)は、対象者第2四半期決算短信に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数(3,462,400株)から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数(276,016株)並びに武藤公明氏が所有する対象者株式(所有株式数：110,296株、所有割合：3.46%)、本応募合意株式(K Mエンタプライズ)(所有株式数：50,000株、所有割合：1.57%)及び本応募合意株式(所有株式数：823,945株、所有割合：25.86%)を控除した株式数(2,202,143株)の半数に相当する株式数(1,101,071.5株、所有割合：34.56%)に、本応募合意株式(武藤公明氏)(100,860株、所有割合：3.17%)、本応募合意株式(K Mエンタプライズ)(所有株式数：50,000株、所有割合：1.57%)及び本応募合意株式(所有株式数：823,945株、所有割合：25.86%)の合計株式数(974,805株、所有割合：30.59%)を加算した株式数(2,075,876.5株、所有割合：65.15%)を上回っております。すなわち、公開買付者と利害関係を有しない対象者の株主が所有する対象者株式の数の過半数の賛同が得られない場合には本公開買付けは成立せず、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ(Majority of Minority)」条件を充たしたものとなっており、対象者の少数株主(一般株主)の皆様の意思を重視したものであると考えております。
--	--

(注1) アイ・アールジャパンは、本株式価値算定書(アイ・アール ジャパン)の基礎となる対象者株式の株式価値の算定を行うにあたり、公開情報及び対象者から提供を受けた一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っていないとのことです。アイ・アールジャパンは、対象者及びその関係会社の資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。)について、個別の試算及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。アイ・アール ジャパンは、本事業計画については、対象者の経営陣により算定時点で得られる最善かつ誠実な予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としているとのことです。アイ・アール ジャパン及びその関係会社は、対象者、武藤公明氏及び公開買付者が発行している株式又はこれらを取得できる権利について、自己勘定取引を行っており、かつ、対象者、武藤公明氏及び公開買付者の株式等を現在保有していないとのことです。アイ・アール ジャパンの算定は2025年2月4日までにアイ・アール ジャパンが入手した情報及び経済条件を反映したものとのことです。なお、アイ・アール ジャパンの算定は、対象者取締役会が対象者株式の株式価値を検討するための参考に資することを唯一の目的としているとのことです。

(注2) AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に際して、対象者から提供を受けた資料及び情報、一般に公開された情報を原則としてそのまま使用し、分析及び検討の対象とした全ての資料及び情報が正確かつ完全であることを前提としており、これらの資料及び情報の正確性又は完全性に関し独自の検証を行っており、またその義務を負うものではないとのことです。AGS FASは、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でAGS FASに対して未開示の事実はないこと等を前提としているとのことです。対象者及び対象者の関係会社の全ての資産又は負債(金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含み、これらに限られません。)について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っており、また第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。AGS FASは、提供された本事業計画その他将来に関する情報が、対象者の経営陣による現時点において可能な最善の予測と判断に基づき、合理的に確認、検討又は作成されていることを前提としており、独自に検証することなくこれらの情報に依拠しているとのことです。AGS FASの算定は、2025年2月4日現在における金融、経済、市場その他の状況を前提としているとのことです。なお、AGS FASが提出した対象者株式の株式価値の算定結果は、本公開買付価格の公平性について意見を表明するものではないとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	3,186,384(株)	2,124,200(株)	—(株)
合計	3,186,384(株)	2,124,200(株)	—(株)

- (注1) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。
- (注2) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。
- (注3) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにおいて公開買付者が買付け等を行う対象者株式の最大数である3,186,384株を記載しております。これは、本基準株式数と同一です。
- (注4) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	31,863
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月6日現在)(個)(d)	—
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月6日現在)(個)(g)	1,102
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)	31,647
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a + d + g) / (j + (b - c) + (e - f) + (h - i)) \times 100)(\%)$	100.00

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数(3,186,384株)に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2025年2月6日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。ただし、特別関係者が所有する株券等も買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2024年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者の2025年3月期半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主等の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(3,186,384株)に係る議決権の数(31,863個)を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

本公開買付けに応募する際には、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載し、公開買付期間の末日の15時までに、公開買付代理人の本店又は全国各支店において応募してください。なお、オンライントレードである「みずほ証券ネット倶楽部」においては応募の受付は行いません。

本公開買付けに係る株式の応募の受付にあたっては、本公開買付けに応募する株主(以下「応募株主等」といいます。)が、公開買付代理人に証券取引口座を開設した上、応募する予定の株券等を当該証券取引口座に記録管理している必要があります。本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等を経由した応募の受付は行われません。また、本公開買付けにおいては、対象者指定の特別口座の口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている株券等をもって本公開買付けに応募することはできません。応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された証券取引口座又は特別口座の口座管理機関に設定された特別口座に記載又は記録されている場合は、応募に先立ち、公開買付代理人に開設した証券取引口座への振替手続を完了していただく必要があります。(注1)

公開買付代理人に証券取引口座を開設しておられない応募株主等は、新規に証券取引口座を開設していただく必要があります。証券取引口座を開設される場合には、個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類(注2)が必要になるほか、ご印鑑が必要になる場合があります。

上記 の応募株券等の振替手続及び上記 の口座の新規開設には一定の日数を要する場合がありますのでご注意ください。

外国の居住者である株主(法人株主を含みます。以下「外国人株主」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。

日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、一般的に株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込みの受付票が交付されます。

(注1) 対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続について

対象者指定の特別口座の口座管理機関に設定された特別口座から公開買付代理人の証券取引口座に株券等の記録を振り替える手続を公開買付代理人経由又は特別口座の口座管理機関にて行う場合は、特別口座の口座管理機関に届け出ている個人情報と同一の情報が記載された「口座振替申請書」による申請が必要となります。詳細については、公開買付代理人又は特別口座の口座管理機関にお問合せくださいますようお願い申し上げます。

(注2) 個人番号(マイナンバー)又は法人番号及び本人確認書類の提出について

公開買付代理人において新規に証券取引口座を開設される場合、又は日本国内の常任代理人を通じて応募する外国人株主の場合には、次の本人確認書類等が必要になります。番号確認書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人へお問合せください。

個人株主の場合 次の表の から のいずれかの個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。なお、個人番号(マイナンバー)をご提供いただけない方は、公開買付代理人であるみずほ証券株式会社に口座開設を行うことはできません。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している方であっても、氏名、住所、個人番号(マイナンバー)を変更する場合には個人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

番号 確認 書類		通知カード	個人番号が記載された住民票の写し 又は 住民票記載事項証明書 (当該書類は本人確認書類の1つになります。)
+		+	+
本人 確認 書類	個人番号カード (両面) 顔写真付き	a . 以下のいずれかの書類 1 つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等	a . 以下のいずれかの書類 1 つ (顔写真付き確認書類) ・ 運転免許証 ・ 運転経歴証明書 ・ 旅券(パスポート) ・ 在留カード ・ 療育手帳 ・ 身体障害者手帳等
		又は b . 以下のいずれかの書類 2 つ (a . の提出が困難な場合) ・ 住民票の写し ・ 住民票の記載事項証明書 ・ 国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等	又は b . 以下のいずれかの書類 1 つ (a . の提出が困難な場合) ・ 国民健康保険被保険者証等の各種健康保険証 ・ 印鑑登録証明書 ・ 国民年金手帳等

- ・ 個人番号カード(両面)をご提出いただく場合、別途本人確認書類のご提出は不要です。
- ・ 通知カードは、通知カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、個人番号確認書類としてご利用になれます。
- ・ 氏名、住所、生年月日の記載のあるものをご提出ください。
- ・ 本人確認書類は有効期限内のもの、期限の記載がない場合は6ヶ月以内に作成されたものをご提出ください。

法人株主の場合 「法人番号指定通知書」の写し、又は、国税庁法人番号公表サイトから印刷した法人番号が印刷された書面及び本人確認書類(登記事項証明書(6ヶ月以内に作成されたもので名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容を確認できるもの))が必要になります。なお、法人自体の本人確認書類に加え、取引担当者(当該法人の代表者が取引する場合はその代表者)個人の本人確認書類が必要となります。また、公開買付代理人において既に証券取引口座を開設している法人であっても、法人名称及び所在地を変更する場合には法人番号確認書類及び本人確認書類が必要になります。

- 外国人株主の場合 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の上記本人確認書類に準じるもの等(本人確認書類は、自然人の場合は、氏名、住所、生年月日の記載のあるもの(1)、法人の場合は、名称及び本店又は主たる事務所の所在地並びに事業内容の記載のあるもの(2)が必要です。また、当該本人確認書類は、自然人及び法人ともに6ヶ月以内に作成されたもの、又は有効期間若しくは期限のある書類は有効なものに限ります。)及び常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書の写し(3)が必要となります。
- (1) 外国に居住される日本国籍を有する株主の方は、原則として旅券(パスポート)の提出をお願いいたします。
 - (2) 法人の場合、当該法人の事業内容の確認が必要であるため、本人確認書類に事業内容の記載がない場合は、別途事業内容の確認ができる書類(居住者の本人確認書類に準じる書類又は外国の法令の規定により当該法人が作成されることとされている書類で事業内容の記載があるもの)の提出が必要です。
 - (3) 当該外国人株主の氏名又は名称、国外の住所地の記載のあるもの限り、常任代理人による証明年月日、常任代理人の名称、住所、代表者又は署名者の氏名及び役職が記載され、公開買付代理人の証券取引口座に係る届出印により原本証明が付されたもの。

(注3) 日本の居住者の株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
日本の居住者である個人株主の方の場合、株式等の譲渡所得等には、原則として申告分離課税が適用されます。本公開買付けへの応募による売却につきましても、通常の金融商品取引業者を通じた売却として取り扱われることとなります。税務上の具体的なご質問等につきましては、税理士等の専門家にご確認いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時までに、応募受付けをした公開買付代理人の本店又は全国各支店に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。契約の解除は、解除書面が公開買付代理人に交付され、又は到達した時に効力を生じます。したがって、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。

解除書面を受領する権限を有する者

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号
(その他みずほ証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	4,206,026,880
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	55,000,000
その他(c)	9,300,000
合計(a)+(b)+(c)	4,270,326,880

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(3,186,384株)に、本公開買付価格(1,320円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
—	—
計(a)	—

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	銀行	みずほ銀行 (東京都千代田区大手町一丁目5番5号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローン A 弁済期: 2032年3月28日(分割返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (2) タームローン B 弁済期: 2032年3月28日(期限一括返済) 金利: 全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保: 対象者株式等 (3)ブリッジローン A 弁済期: 2026年3月28日(期限一括返済) 金利: みずほ銀行が貸付実行日の2営業日前時点で公表している短期プライムレート 担保: 対象者株式等 (4)ブリッジローン B 弁済期: 2025年12月28日(期限一括返済) 金利: みずほ銀行が貸付実行日の2営業日前時点で公表している短期プライムレート 担保: 対象者株式等	(1) タームローン A 1,750,000 (2) タームローン B 2,953,000 (3) ブリッジローン A 350,000 (4) ブリッジローン B 157,000
計(b)				5,210,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、みずほ銀行から、5,210,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2025年2月4日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書に記載のものが定められる予定です。

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計(c)			—

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
みずほ事業承継・資本戦略ファンドによる優先株式の引受による出資	1,200,000
計(d)	1,200,000

(注) 公開買付者は、上記金額に相当する出資の裏付けとして、みずほキャピタル株式会社が無限責任を有するみずほ事業承継・資本戦略ファンドから、1,200,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2025年2月4日付で取得しております。なお、本優先株出資に係る出資契約において出資実行の前提条件として、本書の添付書類である出資証明書に記載のものが定められる予定です。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

6,410,000千円((a)+(b)+(c)+(d))

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】
該当事項はありません。

9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

みずほ証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5番1号

(2) 【決済の開始日】

2025年3月31日(月曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金を応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主の場合はその常任代理人)の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受け付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を公開買付期間末日の翌々営業日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後、速やかに応募が行われた時の状態に戻します。

11 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(2,124,200株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に基づき事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、対象者の重要な子会社に同号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いに応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等(外国人株主の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段(ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)。

第 2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	沿革
2024年12月	商号を株式会社Mint、本店所在地を群馬県館林市栄町19番1号レオネクストノーム204号室、資本金を5,000円とする株式会社として設立。

(注) 2025年2月3日現在の公開買付者の本店所在地は群馬県館林市栄町19番1号レオネクストノーム204号室であるところ、その後2025年2月4日付で、東京都文京区向丘一丁目14番2-206号に本店を移転しており、本書提出日現在、当該所在地の変更について登記申請手続中です。

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

公開買付者は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1．株式、有価証券の保有、売買、運用及び管理業務
- 2．不動産の保有、売買、賃貸借、仲介及び管理業務
- 3．経営及び財務に関するコンサルティング業務
- 4．投資業
- 5．前号に附帯関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者株式を取得及び保有することを主たる事業内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2025年2月6日現在

資本金の額	発行済株式の総数
5,000円	1株

【大株主】

2025年2月6日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合(%)
武藤 公明	東京都文京区	1	100.00
計	—	1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2025年2月6日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	武藤 公明	1970年7月29日	2006年5月 2006年6月 2009年6月 2010年6月 2011年4月 2013年6月 2014年6月 2014年6月 2025年2月	対象者入社 対象者取締役社長付部長 対象者常務取締役営業・企画担当 対象者専務取締役 対象者代表取締役社長 対象者代表取締役社長兼営業本部長 哈邁机械商贸(上海)有限公司董事長就任 対象者代表取締役社長(現任) 公開買付者代表取締役(現任)	1

(注) 公開買付者の設立時の代表取締役は武藤薫氏であるところ、その後2025年2月4日付で、武藤薫氏が代表取締役の地位を辞任し、武藤公明氏が公開買付者の代表取締役に就任しております。本書提出日現在、当該代表取締役の変更について登記申請手続中です。

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2024年12月27日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第 3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2025年 2 月 6 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	1,102(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1,102	—	—
所有株券等の合計数	1,102	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2025年 2 月 6 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に 該当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に 該当する株券等の数
株券	1,102(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1,102	—	—
所有株券等の合計数	1,102	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

(2025年2月6日現在)

氏名又は名称	武藤 公明
住所又は所在地	東京都品川区西五反田五丁目5番15号(対象者所在地)
職業又は事業の内容	公開買付者 代表取締役 対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 弁護士 岡部 洸志 / 同 鴨下 領平 / 同 永峰 太郎 / 同 植田 公樹 連絡場所 東京都港区六本木六丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー23階 T M I 総合法律事務所 電話番号 03-6438-5511
公開買付者との関係	公開買付者の役員 公開買付者に対して特別資本関係を有する個人

【所有株券等の数】

武藤 公明

(2025年2月6日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	1,102(個)	—(個)	—(個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券()	—	—	—
株券等預託証券()	—	—	—
合計	1,102	—	—
所有株券等の合計数	1,102	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2025年2月5日付で、武藤公明氏との間で、その所有する対象者株式(所有株式数：110,296株、所有割合：3.46%)のうち100,860株(所有割合：3.17%)(武藤公明氏が所有する対象者株式のうち、対象者の取締役として割り当てられた譲渡制限付株式報酬として所有する対象者株式(所有株式数：9,436株、所有割合：0.30%)については、譲渡制限が付されているために本公開買付けに応募することができないことから、応募合意の対象から除いております。)について、本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。なお、本応募合意(武藤公明氏)において、武藤公明氏による応募の前提条件は合意の内容に含まれておりません。

なお、本応募合意(武藤公明氏)以外に、武藤公明氏との間で本公開買付けに関する合意は存在せず、また、本公開買付けにおいて武藤公明氏が応募する対象者株式に係る対価以外に、本取引に関して公開買付者から武藤公明氏に対して供与される利益は存在しません。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2 【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2025年2月5日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行ったとのことです。

対象者の意思決定の詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」の「対象者における利害関係を有しない取締役(監査等委員である取締役を含む。)全員の承認」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、理由及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」の「(本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置)」をご参照ください。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益(当期純損失)	—	—	—

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年 8月	2024年 9月	2024年 10月	2024年 11月	2024年 12月	2025年 1月	2025年 2月
最高株価	1,155	1,079	933	918	1,015	1,015	999
最低株価	806	906	870	882	872	941	977

(注) 2025年2月については、同年2月5日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1 単元の株式数 株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 (単位)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の 割合(%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第97期(自 2022年 4 月 1 日 至 2023年 3 月31日)2023年 6 月29日 関東財務局長に提出

事業年度 第98期(自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)2024年 6 月27日 関東財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第99期中(自 2024年 4 月 1 日 至 2024年 9 月30日)2024年11月14日 関東財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

浜井産業株式会社

(東京都品川区西五反田五丁目 5 番15号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 「2025年 3 月期第 3 四半期決算速報値(連結)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年 2 月 5 日付で「2025年 3 月期 第 3 四半期決算速報値(連結)に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく概要は以下のとおりです。なお、法第193条の 2 第 1 項の規定に基づく監査法人の四半期レビューは受けていないとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

2025年 3 月期第 3 四半期連結決算の速報値(2024年 4 月 1 日～2024年12月31日)

(単位：百万円)

	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に帰属する四半期純利益
2025年 3 月期 第 3 四半期(速報値)	5,190	36	49	12
2024年 3 月期 第 3 四半期(実績値)	6,752	752	748	511
増減率(%)	23.1	95.2	93.4	97.7

(2) 「業績予想の修正に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年 2 月 5 日付で、「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しているとのことです。詳細については、対象者の公表の内容をご参照ください。

(3) 「2025年 3 月期配当予想の修正(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2025年 2 月 5 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2025 年 3 月期の配当予想を修正し、2025年 3 月期の期末配当を行わないことを決議しているとのことです。詳細については、対象者の公表の内容をご参照ください。